

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成27年3月4日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人京都自立支援センター フューチャー

### (2) 代表者名

久保 義高

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市山科区川田清水焼団地町12番1の3

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を発揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援や地域住民との交流を行うことにより、障害者及び高齢者の福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成27年2月23日

(文化市民局地域自治推進室)